

錦江町手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

錦江町長 木場一昭

錦江町条例第1号

錦江町手数料条例等の一部を改正する条例
(錦江町手数料条例の一部改正)

第1条 錦江町手数料条例(平成17年錦江町条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

事務の種類	手数料の名称	手数料の額
11 診断書その他診療に関する証明書の請求があったときの証明の交付	診断書その他診療に関する証明書の交付手数料	1通につき 2,160円
	指示書等の交付手数料	1通につき 1,080円
	介護保険主治医意見書作成手数料	新規1通につき 5,400円 継続1通につき 4,320円

」を

「

事務の種類	手数料の名称	手数料の額
11 診断書その他診療に関する証明書の請求があったときの証明の交付	診断書その他診療に関する証明書の交付手数料	1通につき 2,200円
	指示書等の交付手数料	1通につき 1,100円
	介護保険主治医意見書作成手数料	新規1通につき 5,500円 継続1通につき 4,400円

」に

に改める。

(錦江町立学校体育施設の使用料徴収に関する条例の一部改正)

第2条 錦江町立学校体育施設の使用料徴収に関する条例(平成17年錦江町条例第98号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第2条関係)

使用料(錦江中学校以外の学校の屋内運動場)

(単位:円)

区分	利用時間	9:00~17:00	17:00~22:00

入 場 料 な し	アマチュアスポー ツの場合	園児・児童・生徒	90	130
		一般社会人	190	250
	文化的催物の場合		380	520
	その他の場合		880	1,430
入 場 料 徴 収	アマチュアスポーツの場合		880	1,210
	文化的催物の場合		1,320	1,850
	その他の場合		2,420	3,740

上記の金額は、消費税及び地方消費税を含む時間単位の額
別表第2（第2条関係）

使用料（錦江中学校の屋内運動場）

（単位：円）

区分		利用時間		
		9：00～17：00	17：00～22：00	
入 場 料 な し	アマチュアスポー ツの場合	園児・児童・生徒	330	490
		一般社会人	720	970
	文化的催物の場合		1,480	2,200
	その他の場合		2,990	3,960
入 場 料 徴 収	アマチュアスポーツの場合		2,990	3,960
	文化的催物の場合		4,620	7,920
	その他の場合		8,590	13,200

上記の金額は、消費税及び地方消費税を含む時間単位の額
別表第3（第2条関係）

使用料（屋外運動場）

種別	町内		町外		夜間照明	
	児童・生 徒	その他	児童・生 徒	その他	町内	町外
	1時間	1時間	1時間	1時間		
学校屋外 運動場	—	—	110	110	550円／30分	1,320円／30 分

上記の金額は、消費税及び地方消費税を含む時間単位の額

（錦江町公民館条例の一部改正）

第3条 錦江町公民館条例（平成17年錦江町条例第100号）の一部を次のよう

に改正する。

別表第2中表の部分（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

使用料

（単位：円）

種別		9：00～17：00	7：00～22：00
町中央公民館	別館ふれあいの館	160	250
神川地区公民館	研修室A	160	250
	研修室B	160	250
	会議室	160	250
	調理室	370	580
	実習室	80	130

上記の金額は、消費税及び地方消費税を含む時間単位の額

（錦江町文化センター条例の一部改正）

第4条 錦江町文化センター条例（平成17年錦江町条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

ア 文化センター施設使用料

（単位：円）

種別		時間区分	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	終日	
		時間	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで	
ホール	入場料を徴収しない場合	平日	11,000	16,500	22,000	26,400	37,400	47,300	
		土・日	13,200	19,800	26,400	31,900	45,100	57,200	
		祝日							
	入場料を徴収する場合	平日	18,700	28,600	37,400	45,100	63,800	80,300	
		土・日	22,000	34,100	45,100	53,900	77,000	96,800	
		祝日							
	舞台だけ利用する場合	1時間当たり2,200円							
楽屋1			1,210	1,650	1,650	2,310	2,640	3,410	
楽屋2			1,210	1,650	1,650	2,310	2,640	3,410	
浴室			1回1室につき550円						
リハーサル室			(150)	(200)	(280)	(170)	(200)	(180)	

	440	760	1,100	1,320	1,760	2,200
会議室	(370)	(420)	(420)	(360)	(380)	(270)
	1,100	1,650	1,650	2,750	3,300	4,400

() は、時間単位の額

備考

- 1 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 利用者がホールを利用する場合において、入場料は徴収しないが、次の各号のいずれかに該当する場合は、入場料を徴収したものとみなして使用料を徴収する。
 - (1) 会費を徴収する場合
 - (2) 会員制度により会員を招待する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券等を発行する場合
 - (4) 営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させる場合
- 3 冷暖房施設を使用する場合は、別表アに定める使用料の額に、冷房については100分の40、暖房については100分の20を乗じた額を加算した額とする。
- 4 許可を受けた者がホール及び楽屋の利用時間を延長しようとする場合は、1時間以内に限るものとし、その使用料は、次に掲げる使用料とする。
 - (1) 9時以前の利用 午前の基本使用料の30%
 - (2) 12時から13時までの利用 午前の基本使用料の30%
 - (3) 17時から18時までの利用 午後の基本使用料の30%
 - (4) 22時以降の利用 夜間の基本使用料の30%
- 5 時間延長又は時間単位で利用する場合は、30分以上は1時間とみなす。
- 6 上記の金額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

イ 設備等使用料

種別	単位	使用料
舞台大小道具	1回1点につき	3,000円以内で教育委員会規則で定める額
ピアノ	1回1点につき	8,000円以内で教育委員会規則で定める額
舞台照明器具	1回1点につき	3,000円以内で教育委員会規則で定める額
音響関係器具	1回1点につき	2,000円以内で教育委員会規則で定める額
映写映像器具	1回1点につき	5,000円以内で教育委員会規則で定める額

(錦江町子供等自然学習施設条例の一部改正)

第5条 錦江町子供等自然学習施設条例(平成17年錦江町条例第104号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。
別表（第6条関係）

使用料

区分	使用料の算定区分	使用料	備考
多目的ホール	1 団体 1 時間以内 につき	550円	1 時間を超える場合は、30分（30分未満は、30分とする。）ごとに2分の1の使用料を加算する。その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
イベント食材供給準備室	1 団体 1 時間以内 につき	220円	
パネル展示室	1 団体 1 時間以内 につき	330円	
やすらぎ図書室		無 料	

(注)

- 1 利用者が入場料（整理料等入場料に類似するものを含む。）を徴収して利用する場合、本表の1.5倍額とする。
- 2 冷暖房を利用する場合は、1時間以内の場合は、多目的ホールは1,650円、イベント食材供給準備室は220円、パネル展示室は330円を加算し、1時間を超える場合は、備考を準用する。

(錦江町体育施設条例の一部改正)

第6条 錦江町体育施設条例（平成17年錦江町条例第105号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

1 錦江町総合運動公園

(単位：円)

区分	町内		町外		夜間照明				
	児童生徒	その他	児童生徒	その他	時間	町内		町外	
						児童生徒	その他	児童生徒	その他
種別	1時間	1時間	1時間	1時間					
野球場	—	—	110	110	30分	550	550	1,320	1,320
陸上競技場	—	—	110	110	30分	110	110	260	260
テニスコート	—	—	110	220	30分	220	220	520	520

弓道場	—	—	40	60	30分	—	—	110	110	
屋内運動場	全面	(440)	(1,100)	440	1,100	1時間	440	1,100	880	2,200
	ゲートボールコート1面(照明1列)	—	—	110	220	1時間	110	220	220	440
	テニス(バレーボール)コート1面(照明2列)	—	—	220	440	1時間	220	440	440	880
多目的運動場	—	—	110	110		—	—	—	—	

備考

- 1 屋内運動場につき、入場料を徴収する場合は、使用料は、2倍とする。ただし、照明不要の町内利用者は、()の額とする。
- 2 夜間照明施設の使用時間は、午後10時までとする。
- 3 上記の金額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

2 川原運動場・新田地区運動場・大原地区運動場

区分	使用料
町内	—
町外	110円/時間

上記の金額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

3 田代中央運動場

(単位：円)

種別	町内		町外		時間	夜間照明			
	児童生徒	その他	児童生徒	その他		町内		町外	
	1時間	1時間	1時間	1時間		児童生徒	その他	児童生徒	その他
野球場	—	—	110	110	30分	550	550	1,320	1,320
テニスコート	—	—	110	220		220	220	550	550

上記の金額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

4 田代弓道場

区分	使用料
町内	—
町外児童生徒	40円/時間
町外その他	60円/時間
夜間照明(町内)	—

夜間照明（町外）	110 円／30 分
----------	------------

上記の金額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

5 田代武道場

区分	使用料
町内	110 円／時間
町外児童生徒	220 円／時間
町外その他	330 円／時間

上記の金額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

6 田代体育館・大原地区体育館・神川地区体育館・宿利原地区体育館・池田地区体育館

(単位：円)

区分		使用時間		
		9：00～17：00	17：00～22：00	
専用 使用 料 徴 収	入場 料 な 場 合	アマチュア園児・児童・生徒	90	130
		一般社会人	190	250
	文化的催物の場合		380	520
	その他の場合		880	1,430
入場 料 徴 収	アマチュアスポーツの場合		880	1,210
	文化的催物の場合		1,320	1,850
	その他の場合		2,420	3,740

上記の金額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

7 神川地区運動場・宿利原地区運動場・池田地区運動場

種別	区分	町内	町外	夜間照明	
				町内	町外
運動場	—	—	110 円／時間	550 円／30 分	1,320 円／30 分

上記の金額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(錦江町神川キャンプ場条例の一部改正)

第7条 錦江町神川キャンプ場条例（平成17年錦江町条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

神川キャンプ場使用料表

名称	数量	算出の基礎	使用料 (円)	備考
キャンプ場 使用料	1人(小人)	1入場当たり	50	宿泊又は調理 を伴う利用に 適用
	1人(大人)		100	

				小人は、小学生以上高校生以下 大人は、大学生、一般とする。
テント持ち込み料	1張り	1泊	550	テントの大小は、問わない。
屋外卓	1卓	1回 (借りた時点から24時間以内)	330	
オートキャンプサイト	1台	1サイト1泊につき	2,750	昼間の使用で電気未使用の場合は550円

(錦江町神川大滝公園条例の一部改正)

第8条 錦江町大滝公園条例(平成17年錦江町条例第111号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表(第8条関係)

(ア) 大滝公園使用料

行為	単位		金額	摘要
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合		
行商その他これに類する行為	1人1日又は1m ² 1日につき		100円	
興業	10m ² 1日につき		10円	
		1日につき入場料総収入	5%	最低10m ² 当たり1日10円とする。
競技会、展示会、博覧会その他これに類する行為	10m ² 1日につき		10円	
		1日につき入場料総収入	5%	最低10m ² 当たり1日10円とする。

(イ) 大滝の茶屋使用料

施設の名称	利用区分	金額
多目的交流	和室	1室1時間につき 350円

施設	全室（3室）の場合は、上記の3倍とする。
----	----------------------

（錦江町花瀬自然公園条例の一部改正）

第9条 錦江町花瀬自然公園条例（平成17年錦江町条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

錦江町花瀬自然公園条例

施設の名称	施設区分	使用料の算定区分	使用料	備考
花瀬自然レクリエーション村	キャンプ用テント持込み	1人1泊につき	100円	
	管理棟シャワー室	1人1回につき	100円	
	プール	大人1人1回につき	460円	3歳以下は、無料
		小・中学生1人1回につき	330円	
幼児1人1回につき	100円			
花瀬バンガロー村	バンガロー（小）	1人1泊（午後2時から翌日午前10時まで）につき	2,600円	4歳以上から小学生未満までは半額、3歳以下は無料。その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
		オフシーズン【11月～2月】 1人1泊（午後2時から翌日午前10時まで）につき	1,300円	
	バンガロー（大）	1人1泊（午後2時から翌日午前10時まで）につき *シャワー料金含む	1,500円	
		オフシーズン【11月～2月】 1人1泊（午後2時から翌日午前10時まで）につき *シャワー料金含む	750円	
	バンガロー（小）	1棟1時間につき	1,320円	
		オフシーズン【11月～2月】 1棟1時間につき	660円	
	バンガロー（大）	1棟1時間につき	660円	
		オフシーズン【11月～2月】 1棟1時間につき	330円	
花瀬オートキャンプ場	オートキャンプ場	1区画1泊につき	4,500円	
	温水シャワー	1回10分につき	100円	
	キャンプ用炊事用具一式	1人1泊につき	100円	

	毛布	1枚につき	100円	
	敷きマット	1枚につき	100円	

(錦江町トロピカルガーデンかみかわ条例の一部改正)

第10条 錦江町トロピカルガーデンかみかわ条例(平成17年錦江町条例第114号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

使用料

種類	区分	料金(円)	備考
浴場(休憩室を含む。)	1回入浴料	一般	330
		子ども(中学生以下)	150

(注) 幼児(小学校就学前)は、無料とする。

(錦江町ふれあいセンター条例の一部改正)

第11条 錦江町ふれあいセンター条例(平成17年錦江町条例第115号)の一部を次のように改正する。

第3条中「午前8時30分」を「午前9時」に改める。

別表中表の部分(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表(第7条関係)

(ア) 施設使用料

(単位:円)

区分	1時間あたりの使用料
物産店舗	110
会議室	160

(イ) 広場使用料

行為	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
行商、募金その他これに類する行為	1人1日1㎡当たり 60円	
興業、競技会、展示会その他これらに類する行為	1日10㎡当たり 10円	1日につき入場料総収入の5%

(錦江町宿利原研修センター条例の一部改正)

第12条 錦江町宿利原研修センター条例(平成17年錦江町条例第118号)の一部を次のように改正する。

第4条中「午前8時30分」を「午前9時」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

使用料

(単位:円)

区分	1時間あたりの使用料
共同学習室	160
健康管理室	80
農産加工室	210

(錦江町大根占農産物加工センター条例の一部改正)

第13条 錦江町大根占農産物加工センター条例(平成17年錦江町条例第120号)の一部を次のように改正する。

第5条中「400円」を「420円」に改める

(錦江町田代農畜産物加工センター条例の一部改正)

第14条 錦江町田代農畜産物加工センター条例(平成17年錦江町条例第122号)の一部を次のように改正する。

第5条中「1時間当たり400円とし、」を「別表に定める使用料を」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第5条関係)

使用料

(単位:円)

区分	1時間あたりの使用料
調理加工室等	420
事務室等	30

(備考)

(1) 調理加工室等とは、調理加工室、漬物室、みそ作業室をいう。

(2) 事務室等とは、事務室、休憩室をいう。

(錦江町池田研修センター条例の一部改正)

第15条 錦江町池田研修センター条例(平成17年錦江町条例第127号)の一部を次のように改正する。

第5条中「午前8時30分」を「午前9時」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

使用料

(単位:円)

区分	1時間あたりの使用料	
会議室	160	
体育室	園児、児童、生徒、 勤労青少年	80
	一般社会人	190

備考 1 町外の団体、グループが利用する場合は、倍額とする。

2 入場料を徴収する場合には、倍額とする。

(錦江町枝物流通センター条例の一部改正)

第16条 錦江町枝物流通センター条例(平成17年錦江町条例第128号)の一部を次のように改正する。

第5条中「10,500円」を「11,000円」に改める。

(錦江町学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 錦江町学習センターの設置及び管理に関する条例(平成20年錦江町条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	備考
事務室	160円/時間	250円/時間	旧職員室
一般学習室	160円/時間	250円/時間	旧普通・特別教室
調理学習室	370円/時間	580円/時間	旧家庭科室
その他研修室	90円/時間	130円/時間	その他の部屋

備考

- 1 上記の使用料は1室あたりの金額であり、その金額には消費税及び地方諸費税を含むものとする。
- 2 上記の区分に、旧校長室は含まれず、使用はできないものとする。ただし、錦江町大原学習センターについては、旧職員室と旧校長室は一室とみなし、使用ができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の第1条の規定は、令和元年10月1日から適用する。